

## 企業向け税制優遇措置

5000万人以上にのぼる米国の障害をもつ人たちは、あらゆるタイプと規模の企業にとって非常に大きな、ほぼ未開拓の市場を形成しています。障害をもつ顧客を迎えられるよう企業を支援するため、IRSはアクセス障害を除去できるよう2種類の税制優遇措置を提供しています。

企業は障害をもつ顧客のためのアクセス改善費用をカバーするために2種類の連邦税制優遇措置を利用できます。

- 小規模企業向けの税額控除：施設内のアクセス障害の除去、アクセス可能なサービスの提供、またはその他の手段で障害をもつ顧客向けのアクセス改善を実施した企業が対象です。
- あらゆる規模の企業向けの課税所得控除：施設や車両内でアクセス障害を除去した企業が対象です。

ADAに準拠するために毎年、適格な経費をかけている企業は、上記のような税制上の優遇措置を毎年受けられる可能性があります。この優遇措置はさまざまな経費に適用できますが、新たな建設の費用には適用できません。あらゆる障害の除去は該当する連邦アクセス基準に準拠していなくてはなりません。

### 税額控除

社員が30人以下、または総収入が100万ドル以下の小規模企業は、障害者アクセス控除（内国歳入法第44項）を利用できます。資格のある小規模企業はアクセス改善費用を相殺するために最高\$5,000の税額控除を受けられます。この中には、施設内の障害除去（出入り口を広くする、スロープを設置するなど）、バリアフリーサービスの提供（手話の通訳者など）、印刷資料の代替形式での提供（大きな文字、音声、点字など）、機器の提供や修正が含まれます。

### 課税所得控除

あらゆる規模の企業が、この課税所得控除を利用できます。内国歳入法第190項に基づき、企業は施設や車両内の障害除去コストとして毎年最高\$15,000の事業活動費を控除できます。

### 税制優遇措置の組み合わせ

経費が第44項と第190項の双方に基づいて資格を満たしている場合、企業は上記の2種類の優遇措置を組み合わせ使用することもできます。小規模事業の経費が税額控除上限の\$5,000に対して\$10,250を超えている場合、費用の合計額と税額控除請求額の差が課税所得控除額となります。

### 税制優遇措置に関する書類と出版物

以下の必要な書類および出版物を注文するには、内国歳入庁のウェブサイト（[www.irs.gov](http://www.irs.gov)）をご覧ください。800-829-3676（音声）または800-829-4059（TTY）までお電話ください。

書式8826（障害者アクセス税額控除）

出版物535「事業活動費」（課税所得控除）

税制優遇措置およびADAの詳細な情報については、法務省ADA情報ラインまでお電話ください。

800-514-0301（音声）

800-514-0383（TTY）

または、以下からADAビジネスコネクションのウェブサイトをご覧ください。

[www.adagov](http://www.adagov)



Small Business Assistance Center  
City Hall, suite 110 • 1 Dr. Carlton B. Goodlett Place  
San Francisco, CA 94102  
415-554-6134 • 415-558-7844 (fax)

